



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2020年2月24日号

機能強化加算、地域包括診療加算の施設基準を見直し ~2020年度診療報酬改定

《背景》 中央社会保険医療協議会から答申された2020年度診療報酬改定案で、かかりつけ医機能を評価する初診料の機能強化加算と、再診料の地域包括診療加算について、施設基準を見直すことになった。改定は3月上旬に告示される見込み。

《解説》 機能強化加算については、これまで、患者への情報提供に関し、健康管理と保健・福祉サービスに関する相談や、夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている旨の院内掲示が要件となっていました。改定ではそこに、必要に応じた専門医または専門医療機関への紹介を行っている旨などの掲示が加えられます。また、相談や夜間・休日の問い合わせへの対応を行っていることについて記載した書面を、院内の見やすい場所に置き、患者が持ち帰れるようにするなどの対応も求められます。一方、診療所に限定される地域包括診療加算については、患者からの電話等による問い合わせへの時間外対応体制に関する施設基準が緩和されます。

◎かかりつけ医機能の評価に関して見直された加算の施設基準(概略)

初診料 (288点)

**機能強化加算
(80点)**

かかりつけ医機能の周知を強化

■患者への情報提供の内容を拡充し、院内掲示とともに書面を備え、患者が持ち帰れるようにする。

見直しのポイント

再診料 (73点)

**地域包括診療加算
(25点または18点)**

時間外対応は連携でも可能に

■患者からの電話等による問い合わせへの対応体制は、他の診療所との連携によって確保してもよい。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867